

確定申告と市県民税申告、あなたはどちら

平成23年1月1日現在、宗像市に住んでいましたか？

はい



- ①確定申告が必要な人
- ②市県民税(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)申告が必要な人
- ③申告の必要がない人

いいえ



- 平成23年1月1日現在に住んでいた市区町村に相談してください。
- *住民税(市県民税)は1月1日現在に住んでいた市区町村で課税されます

①確定申告が必要な人

- 土地・建物、株式などの譲渡所得や先物取引などの所得がある人
 - * 公共事業などで県や市に土地を譲渡した人で、特別控除で所得税が発生しない場合でも、特別控除の適用のためには税務署へ「譲渡所得の内訳書」を提出する必要があります
- 営業、農業、不動産の所得がある人(所得額が所得税の控除額より多く、所得税が発生する人)
- 給与収入の合計が2,000万円を超える人
- 年の途中で会社を退職して年末調整を受けていない人や、転職や入社前の給与を含まずに年末調整を受けた人
- 給与所得者で年末調整済の給与以外の所得が20万円を超える人
- 公的年金から所得税が源泉徴収されている人
 - * 公的年金が複数ある場合など、それぞれの年金からは源泉徴収されていなくても、これらの年金を合計すると、所得額が控除額を上回るため、所得税が発生する場合は、確定申告が必要です
- 生命保険の満期金などの一時所得がある人(金額によっては市県民税申告で済む場合もあります)
- 住宅借入金等特別控除を受ける人(1年目など)
- そのほか、医療費控除や雑損控除など、年末調整ではできない所得控除の追加をする人など

どこに行けばいいの？

- 香椎税務署／2月16日(水)～3月15日(火)
 - *土・日曜日を除く。ただし、2月20日(日)、同27日(日)は開庁
 - *還付申告は1月から受付可
 - *確定申告時期は、香椎税務署に仮設相談会場を設置するため駐車場は利用できません
- 還付センター(自由ヶ丘コミセン)／2月1日(火)～同4日(金)
 - *詳しくは11ページを参照
- 市役所北館1階・103会議室／2月16日(水)～3月15日(火)
 - *土・日曜日を除く
 - *土地・建物、株式などの譲渡所得や先物取引などの所得がある場合は受付不可
 - *営業、農業、不動産の所得がある場合は2月17日(木)、同18日(金)、同21日(月)、同22日(火)のみ受付可

インターネットを利用した電子申告(e-Tax)も可能です。利用には電子証明書が必要です。詳しくは12ページでお知らせしています。
* そのほかの電子証明書サービスは、e-Taxホームページ＝<http://www.e-tax.nta.go.jp/>を参照

申告用紙はどこで入手できるの？

確定申告の用紙は、前年に確定申告をした人には、税務署から送られてきます(確定申告をしても、所得税がかからなかった人には送られてこない場合があります)。
税務署から用紙が送られてこなかった人は、下記の場所で入手することができます(税務署以外は1月下旬に設置)。

- 香椎税務署 ●市役所税務課(1階・⑧番市民税係窓口)
- 大島行政センター ●各地区コミュニティ・センター

各地区コミュニティ・センターに置いてある申告用紙は、主要なものだけです。枚数が限られていますので、下書きは「所得税の確定申告の手引き」中の「下書き用申告書」を使用してください。

* 国税庁のホームページで、様式のダウンロードなどができます

<http://www.nta.go.jp/>

②市県民税(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)申告が必要な人

- 公的年金から所得税が源泉徴収されていないが、社会保険料控除の追加などを行うことで、市県民税の税額が減額になる人(源泉徴収されていなくても控除の内容によっては、確定申告が必要になる場合があります)
- 営業、農業、不動産の所得がある人で、所得税が発生しない人(赤字、収益減の場合などの青色申告は除く)
- 給与所得者で年末調整済の給与以外に20万円以下の所得がある人(確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です)
- 年末調整で住宅借入金等特別控除を受けている人(2年目以降)で、所得税は発生しないが、医療費控除などの申告を行うことで、市県民税の税額が減額になる人
- 生命保険の満期金などの一時所得がある人(金額によっては確定申告が必要な場合もあります)
- 非課税所得(遺族年金など)のみの人や収入がなかった人で、所得税や市県民税の申告義務はないが、国民健康保険の加入者や65歳以上で介護保険の1号被保険者、後期高齢者医療保険の被保険者の人

どこに行けばいいの？▷宗像市役所など

- *詳しくは12ページの「市県民税の申告受付日程」を見てください
- * 郵送での提出も可能です。税務課市民税係(〒811-3492/住所不要)へ提出してください(申告書の記載内容で不明な点がある場合は、市から問い合わせをする場合があります)

申告用紙はどこで入手できるの？

市県民税申告の用紙は、前年に市県民税申告をした人などを対象に、市役所から送付します。
市役所から用紙が送られてこなかった人で、申告が必要な人は、次の場所で入手することができます(税務課以外は1月下旬に設置)。

- 市役所税務課(本館1階・⑧番市民税係窓口)
- 大島行政センター
- 各地区コミュニティ・センター

③申告の必要がない人

- 給与所得者で年末調整済の人(勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人)で、年末調整済の給与以外の収入や所得控除の追加がない人
- 公的年金のみの収入の人で、1年間の受給額が次の金額以下の人(年金支払者から公的年金などの支払報告書が市役所へ提出されている人)
 - ▽65歳以上の人は1,515,000円(所得税の源泉徴収なし)
 - ▽65歳未満の人は1,015,000円(")

- * 確定申告と市県民税申告のどちらを申告すればいいのか判断がつかない場合は、確定申告の用紙を利用してください(確定申告書を提出した場合は、市県民税申告書も提出したものとみなされます)
- * 所得税や市県民税の申告義務のない人でも、児童手当、保育園の入園、公営住宅入居の申し込みなどの各種手続きで、所得・課税証明などが必要な場合は、市県民税申告をしてください

■問い合わせ先 税務課市民税係 ☎(36)7350